

防府市少年消防クラブ規約

平成24年9月1日制定

第1章 総則

第1条 防府市内において編成された少年消防クラブを統括するため防府市消防本部に防府市少年消防クラブ（以下「クラブ」という。）を設置し、事務局は消防本部予防課におく。

第2条 クラブは、少年少女に火災予防その他の災害に関する正しい知識を供与し、少年少女に正しい防火防災知識を身につけさせるとともに、学校及び家庭における火災予防思想の普及に努めることを目的とする。

第2章 組織と任期

第3条 クラブは、消防本部及び市内の各小中学校において編成された少年消防クラブ（以下「各クラブ」という。）をもって組織する。

2 各クラブは、防府市少年消防クラブ運営指導協議会による活動補助及び運営指導を受けるものとする。

第4条 各クラブに、担当教諭、部長、副部長1人をおく。

2 担当教諭は、クラブの指導者とし、防府市少年消防クラブ運営指導協議会の委員となる。

3 部長は、クラブ員の取りまとめを行う。

4 副部長は、部長を助け、部長に事故があるときはその役目を代わって行う。

第5条 各クラブのクラブ員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 各クラブの担当教諭は、クラブ員名簿及び事業計画を毎年度提出するものとする。

第3章 入会・脱会

第6条 クラブに入会しようとする者は、防府市少年消防クラブ加入申込書（第1号様式）を事務局に提出し、入会の承認を受けなければならない。

第7条 クラブを退会しようとする者は、防府市少年消防クラブ退会届（第2号様式）を事務局に提出しなければならない。

第4章 雑則

第8条 クラブの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 既に防府市少年消防クラブに加入しているものについては、本規約に基づいて加入申込書を提出されているものとみなす。

附 則

この規約は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

防府市少年消防クラブ加入届

(宛先) 防府市消防長

学校名

代表者職氏名

下記のとおり〇〇〇学校少年消防クラブを設立するので届出します。

名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
代 表 者 職 氏 名	
ク ラ ブ 員 数	
職 員 数	
設 立 年 月 日	
そ の 他	

第2号様式

年 月 日

(宛先) 防府市消防長様

学校名

代表者職氏名

防府市少年消防クラブ退会届

次の理由により防府市少年消防クラブを退会します。

1 退会年月日

年 月 日

2 退会理由